

「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准を求める意見書

1979年に国連は、あらゆる分野において女性に対する差別を撤廃し、女性に対して男性と平等の権利を保障するための「女性差別撤廃条約」（以下、本条約という）を採択し、日本は1985年に本条約を批准した。

その後、本条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を定めた「女性差別撤廃条約選択議定書」（以下、選択議定書という）を、1999年に国連で採択した。本条約の締約国189か国のうち選択議定書を批准したのは114か国であるが、日本はまだ批准していない。

選択議定書は、女性の人権保障の国際基準として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしている。我が国においても選択議定書を批准することで、性別による不平等の解消につながることを期待される。

国連性差別撤廃委員会における日本の本条約実施状況報告審議では、選択議定書の批准が奨励され、日本が批准を検討するように繰り返し求めている。さらに、国会においても選択議定書の批准に関する請願が採択されており、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」には、「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記されている。

政府はこの状況を真摯に受け止めて、男女平等を実現し全ての人々が尊重される社会の実現のために、速やかに選択議定書の批准に向けて動き出すべきである。

よって、国会及び政府に対し、選択議定書を速やかに批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務

大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）